

令和4年度 社会福祉法人 県北報公会 事業計画書

1. 理念と方針

(1) 理念

私たちは、乳幼児、児童、障害者等に対して提供する福祉サービスにおいて、お客様の声に真摯に耳を傾け一人一人のニーズに沿った支援を提供します。

更に地域における社会福祉法人の存在意義を自覚し、地域の人々や関係機関と協力し、世代や分野を超えたつながりを通じて、地域共生社会の実現に向けて永続的な福祉事業を展開して参ります。

(2) 方針

- ① 私たちは法令を遵守します。
- ② 福祉サービス事業者として地域社会、関係機関と連携し地域福祉のニーズの掘り起こし、支援に努めます。
- ③ 利用者及び地域の皆様へ法人の情報を発信し開かれた法人運営をします。
- ④ 更に必要とされるニーズの変化に対応し、サービスの継続的改善に努めます。
- ⑤ 高度な技術と専門性を身につけるために、自己啓発と研修に努め福祉サービスを提供します。

2. 令和4年度 基本事項

(1) 法人の運営について

コロナウイルス感染症の感染拡大は止まる所を知らず、2年以上が経過した。このような状況下ではあるが、2年間に渡りサービスを利用頂いている方々1人の感染者を出すことなくサービスの提供を継続できたことは特筆される成果であった。

令和4年度も引き続き感染防止対策を万全に講じ、事業活動の着実な実施に努めて参ることとするものである。

さて、かつての地域社会は、地域の相互扶助や家族同士の助け合い機能があった。しかし、高齢少子化、人口減少が進行し地域・家庭・職場というそれぞれの生活領域における支え合いの基盤が弱くなってしまったことに伴い、この機能は弱まってきたように思われる。

厚生労働省が提唱するコンセプトは「地域共生社会」の実現である。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我がごと」として参加し人と人、人と資源が世代や分野を超えて

「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生き甲斐、地域とともに創っていく社会を目指すものとされている。当法人もその資源・機能を活用し「地域共生社会」の実現に取り組んでいく必要があり理念でも強調したとおりである。

また、国際的な取り組みとなっている「SDGs」（サステイナブル デベリユトメント ゴールズ：持続可能な開発のための17目標と169のターゲットで構成された、「誰一人取り残さない」世界の共通目標の取り組みが進められている。その中で第3項目となっている「全ての人に健康と福祉を」という目標は、私たち福祉法人の経験・知識・積み上げてきたノウハウを活かした取り組みが期待される場所であると考えられる

当法人の理念の冒頭では「地域における社会福祉法人の存在意義を自覚し・・・」を明記されており、当法人の主体事業は児童養護、保育、障害児・者福祉であり、これら長年培われたノウハウと専門性を地域課題やニーズに反映していく時期にきているものと推察される。そして、その活動実態や成果を地域に情報発信していくことの積み重ねが、社会福祉法人の存在意義を地域社会に示していくことになるものと考えられる。

職員に対しては仕事という厳しい試練の中で、それぞれが伸び伸びと自己実現を達成し、法人に貢献し定年までの職業人生を全うして欲しいと切実な願いを込めて自己鍛錬を期するものである。

引き続き地域の多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む着実な法人運営に努めていくことはもとより、今後とも対話と協調を重視しながら、サービスの質の向上や多様化するニーズへの対応、人材育成、各種職員研修の実施、職員実践報告、業務改善活動を継続し、各施設の経営並びに運営に努めて地域におけるサービスの供給主体者としての責務を果たし、地域における社会福祉法人として存在意義を積極的に表明していくこととする。

(2) 地域における公益的取組（社会福祉法第24条第2項）

① 「地域福祉委員会」による独り暮らし老人世帯支援活動

当法人が昭和56年から開始した「独り暮らし老人友愛訪問」は法人が無料で月1回弁当を配食する活動であった。間もなくこの活動は旧鷹巣町社会福祉協議会に引き継がれ制度化された事業となっている。

その後も「地域福祉委員会」地域貢献活動で「独り暮らし老人世帯支援事業」として継続されてきていた。

制度改革以来、この事業を更に強化推進し公益的取組としてきたものである。

■ 令和計画

・お花見

4～5月頃を予定・場所や内容は未定【地域福祉委員会主催】

・いきいきサロン研修

7月頃予定・場所、実施内容は未定

・北秋田市敬老会

9月に行われる敬老会の送迎（七日市地区）【北秋田市主催】

- ・ゆうあい訪問
1 1月か1 2月を予定
七日市地区一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯訪問【地域福祉委員会主催】
- ・にこにこサロン訪問
期日未定：年3回～4回を予定（7月・11月・2月）
七日市地区の「いきいきサロン」に参加する（毎週水曜日）
弁当等の差し入れとミュージックケアを行い交流を図る～公民館事業に
組み入れてもらう【七日市本郷地区公民館主催】
- ・いきいきサロン新年会
1月予定：北秋田市あゆっこ（温泉入浴、食事会等）【七日市地区民生
委員主催】
- ・葛黒地区火祭りボランティア
2月予定～北秋田市七日市葛黒地区の火祭りの車両運転、模擬店販売支
援、御神木設置手伝い等【七日市葛黒地区主催】
- ・各地区（七日市地区）のサロンへのボランティア
各地区で行われているサロンへの参加（移動研修のバスの貸し出しと
運転やミュージックケアの要請への対応）

◎北秋田市ボランティアグループ主催行事

北秋田市社会福祉協議会主催

ケアタウン花植（5月）

赤い羽根共同募金（10月）

※地域の要望があれば、随時活動を組み入れていく予定

② 「災害福祉広域支援派遣職員」

この取組は、災害時に備えた当該地域での日常的活動や災害時の活動、災害広域支援活動（県内外で発生した大規模災害に対し、災害支援福祉チーム員を養成、登録し派遣する）※各施設より1名、計5名登録が完了。

(3) 北秋田市指定管理事業（北秋田市障害者生活支援センター）（北秋田市障害児通園施設もろびこども園）、国・県委託事業（北秋田障害者就業・生活支援センター）、北秋田市基幹支援センターの運営について

① 北秋田市障害者生活支援センターの運営（北秋田市指定管理事業）

平成19年度からの運営は今年度で15年目を迎える。障害者総合支援法に基

づき北秋田市、上小阿仁村の在宅障がい者の相談支援事業を行うもの。

- 1) 事業実施場所 北秋田市宮前町9-67
※ 事務所 北秋田市障害者生活支援センター1階
TEL 0186-60-1150
FAX 0186-67-6037
- 2) 職員配置 管 理 者 1名(常勤 もろびこども園、基幹
相談支援センター兼務)
主任相談支援専門員 1名(常勤兼務)
相談支援専門員 2名(常勤兼務)
相談員 1名(常勤専従)
相談員補助 2名(パート)
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村(北秋田福祉圏域)

※専従の相談支援専門員が不在のため、配置が課題

障害のある方々の生涯にわたっての生涯学習パイロット事業は従来通り Cafe
活動通じて継続されている

② 「北秋田障害者就業・生活支援センター」事業の運営(雇用『国委託』と福祉『県委託』の連携事業)

平成28年4月1日からの委託で事業開始4年目となる事業である。就職を希望している障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行って、自立・安定した職業生活の実現を目指すもの。

- 1) 事業実施場所 北秋田市宮前町9-67
※ 事務所 北秋田市障害者生活支援センター2階
TEL 0186-67-6003
FAX 0186-67-6017
- 2) 職員配置 主任就業支援員 1名(常勤専従)
就業支援員 1名(常勤専従)
生活支援員 1名(常勤専従)
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村(北秋田福祉圏域)

※運営課題 事業所への訪問促進、障害理解の促進に努め就労促進の強化
余暇活動を充実させ就業意欲を支える必要性の強化
これまで蔑ろにされていた事業所支援の充実

③ 指定児童発達支援事業 指定放課後等ディサービス事業 指定保育所訪問事業 「もろびこども園の運営」の事業運営(北秋田市指定管理 平成30年度から 5年間)

ことばや、体の発育・発達に心配のある子どもに療育を行うことにより、発達

の促進を図ることを目的として設置されている施設である。基本的には保護者と一緒に通園し支援を一定時間受けることを基本としている。

午後からの放課後の時間帯は保護者の就労等で放課後の居場所を提供する施設となるものである。

- 1) 事業の実施場所 北秋田市脇神字高村岱110-4 (令和3年12月1日移転開所)
TEL 0186-62-3444
FAX 0186-67-7388
- 2) 配置職員 管理者 1人(常勤兼務)
児童発達支援管理者 1人(常勤兼務、児童指導員)
保育士 5人
用務員 2人(パート)
計 9人
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村(北秋田福祉圏域)

- ※運営課題
- ・高度な専門職OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、ST(スピーチセラピスト)の配置 専門職加算の充実
 - ・これまで通常校の送迎、移転に伴い森吉、合川地区まで伸ばせないか
 - ・保育所訪問事業は市内保育園8割に実施している
小学校にも卒園児が通学しており、アフター支援、情報交換ができていないか。

④ 北秋田市基幹相談支援センター(令和2年8月1日開設 北秋田市委託事業)

事業目的は、障害のある人の生活支援や福祉サービス全般の利用援助等に対して、相談支援専門員や精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ職員が相談に応じる。

入所施設から地域移行する際の体制整備、権利擁護、虐待防止、地域の連携強化に取り組む。

- 1) 事業実施場所 北秋田市宮前町9-68
※ 事務所 北秋田市地域福祉センター 2階
TEL 0186-62-2227
FAX 0186-62-2228
- 2) 配置職員 管理者・主任相談支援専門員 1人(常勤兼務)
主任相談支援専門員 1人(常勤)
社会福祉士 1人(嘱託)
精神保健福祉士 1人(常勤)
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村(北秋田福祉圏域)

- ※運営課題 相談支援事業所間の横の連携が不十分であり、連携の促進を強化

していくことが課題。基幹の使命としての包括的な支援の充実が求められている。

(3) 一般事業主行動計画（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全従事者が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、以下のように行動計画を新たに策定したもので向こう3年間を取組期間とする。

目標1：全従事者の、年次有給休暇の取得日数を一人当たり6日以上とする。

目標2：育児短時間勤務制度、看護休暇、介護休業制度の利用の促進を図る。

目標3：全労働者の内、管理職に占める女性労働者の割合を高めるため現状より1名増を目標に取り組む。

以上、毎年度ごとに達成状況を把握し制度の促進に努めていく。

(4) 労働法制改正対応措置

1) パワハラ防止措置について

労働施策総合推進法に基づき、令和2年6月から大企業の事業主は「パワハラ防止措置」が義務化され、当法人は令和2年12月1日より防止措置を講じてきていたところである。

令和4年4月1日からは中小企業の事業主にも「パワハラ防止措置」が義務化されることとなったものである。法人としては、既に実施済み事項ではあるが、再確認の意味も含めて別添【資料No.1】を各事業所に配布し防止措置の内容、職場でのパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組みに努めていただくことを願うこととしている。

2) 仕事と生活の両立推進

令和4年4月1日から育児・介護休業法が段階施工される。「産後パパ育休制度」の新設。事業主から労働者への育児休業取得意向確認の義務化など、仕事と生活の両立を推進が目的。

改正の内容は子の出産後8週いないに4週まで取得できる柔軟な育児休業枠組みを創設（令和4年10月施行）。休業の申し出時期については、原則休業の2週間前までとする。

労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意で事前に調整したうえで休業中に就業することを可能にする。

妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、事業主から労働者に対して、事業主から個別の制度周知と休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務づけた。

育児休業について、分割して2回まで取得することを可能とした。

常用雇用する労働者数が1000人以上超の事業主に対して育児休業の取得状況について義務づけた（令和5年4月1日施行）。

有期限労働者の育児休業と介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件が廃止される。

ただし、労使協定を締結したした場合には、無期労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外可能とする（令和4年4月1日施行）。

育児休業給付に関する所要の規定を整備した。出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例が設けられた。

(5) 施設整備、法改正対応事業について

法人内施設の老朽化対応を必要とする建物、設備があることや、法改正を受けた施設の再編、施設整備、関係機関と協議を進めながら計画の策定及び対応をして行くこととする。

(短期的計画：令和4年度)

- ・ 構内舗装道路修繕工事3期工事の実施（事務所前から陽清学園食堂倉庫横側溝まで：側溝入換工事含む）
- ・ 国道沿いブロック塀改修工事
- ・ 吉野学園成人棟（ホール照明水銀灯からLED照明に・園芸班作業棟外壁張替工事・業務用洗濯機22キロ設置工事）
- ・ 吉野工場（教材作業棟外壁張替工事・屋根ペンキ塗装工事）
- ・ グループホーム二本杉寮（玄関土間新設・屋根補修工事）
- ・ 陽清学園「自立援助ホーム」「清明寮」公共下水道接続工事
- ・ 本部管理棟金庫室、事務室床張替工事
- ・ 本部管理棟、冷蔵・倉庫棟外壁修繕工事

(中・長期的計画の位置付け)

- ・ よしの寮外壁改修工事
- ・ 米穀貯蔵棟外壁張替工事
- ・ 陽清学園大規模修繕工事
- ・ 山下鹿野苑外壁張替、内部改修、トイレ、ボイラー改修工事
- ・ 吉野学園成人棟外壁修繕工事改修工事
- ・ 吉野工場トイレ簡易水洗化工事
- ・ 吉野工場ダクト設備新設工事
- ・ 地域交流ホーム外壁、屋根排水管
- ・ 農事組合法人 吉野農場の就労継続支援B型事業への転換
- ・ グループホームたかげど寮外壁、ベランダ改修工事
- ・ 各施設の照明のLEDライトへの段階的交換による省エネ化の推進
- ・ 郷内給水設備改修基本調査と整備計画の策定

3. 運営管理の要点

(1) 財務管理

現在各施設、各事業所までを含め法人全体の財務管理が一元化された。公認会計士指導の下、効率的・効果的予算執行に努め財政健全化が維持されている。

改正社会福祉法では財務規律の強化の中で、契約のルールの見直し、措置費・保育所委託費の弾力的運用、指導監査の見直し等「ガバナンス」強化を前提とした見直しがされている。適正かつ公正な支出管理の徹底、透明性の向上が求められているところである。

令和3年度は障害福祉サービス報酬3年に1回の改定が行われ0.45パーセントの辛うじてプラス改定となり障害関係施設の収支状況に影響はなかった。また高齢重度化の進行で、障害支援区分認定水準も高く収入は安定している。在宅生活障害者の保護者の高齢化の進行で、施設利用ニーズは徐々に増加傾向となっている。

児童養護では定員削減を進める国の政策に反し、施設入所ニーズは衰える気配はなく総定員42名を維持している状況にあり当面、収支を懸念する状況にはない。予定されている本寮の大規模修繕工事は国庫補助事業として実施するため、経営を圧迫するまでの事業見込みとはなっていない。

法人内事業所で南鷹巣保育園が入園児数の減少や施設整備資金借入償還により、本部からの支援による運営を余儀なくされている状況となっている。対策としては、定員100人を令和4年度から10名削減し90名定員とすること。定年退職職員の嘱託職員再雇用、施設整備借入償還があと2年で終わる事から、緊縮財政対応で凌いでいくこととしている。

令和4年2月からは従来の処遇改善手当10,000円に加え、新たな処遇改善手当9000円が9月まで支給され廃止となる。10月からは「介護職員等ベースアップ等支援加算」1.3パーセント相当の支給（法人内全職種に均等割）が見込まれている。そして4月からは従来の10,000円が15,000円とする措置。

国の補助金が増えるとはいうものの、全職種に対して完全実施は早晚破綻を来す状況は明らかとなっている。他法人の例に習い56歳昇給ストップや人事評価制度による総合職、一般職階級制度の創設対応を導入することも検討課題となって来ることが予想される。

いずれも慎重な対応が求められるため、公認会計士と協議を重ねて進めていかなければならない課題である。

(2) 人材育成・人材配置

活力と質の高い組織を目指すためには人材育成がとりわけ重要である。経営の持続的発展を図るため法人および各施設の職員研修体制、年間職員研修計画を明確化し人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに適正な人事・労務管理を目指していく。

当法人は1法人複数施設経営体制となっている。そのメリットを職員育成の

機会に活かすべく、各施設の職員人事異動による交流を図り相互理解に努めることとする。職位は主任、補佐、副園長、管理者となっているが、所属施設経験年数が概ね10年を目安とした異動基準、職位昇格基準等を作成し各施設偏りのない人員配置を目指して行きたい。

法人の各施設に勤務する職員として誰もが人事異動の対象者であるという認識の上で職務に当たって欲しい。

また、秋田県社会福祉協議会において平成30年度からの研修事業として、福祉職員キャリアパス研修が実施されており、受講職員の高い動機付けの機会となっている。

更に職員の資格取得研修は各施設とも積極的に奨励しており、法人の支援としては資格取得に要する日数は職務免除、交通費は1回に限り支援するというインセンティブとなっている。現在のところ国家資格、その他の資格に対する資格手当を支給してはいないが相応の努力の成果としての資格に対するインセンティブ検討の余地は想定される。

(3) 人材確保（リクルート活動）

人材難はどの業種でも同じであり、各施設でもその確保は喫緊の課題となっている。こうした中で陽清学園が人材確保の取り組みとして令和2年度からリクルート活動を展開しており、法人の活動に位置づけても良いのではとの提案があった。

令和3年度から「リクルート委員会」が設置され各施設から委員が集まり、人材確保活動を展開してきた。令和3年度はリモートで4名の面接試験を行い、1名が内定辞退、3名が採用決定となり令和4年度陽清学園1名女性（保育士）、吉野学園成人棟男性1名（生活支援員）、女性1名（栄養士）が勤務の予定となっている。

コロナ禍が幸いしたか、リモートによる面接が遠距離移動せずに人材確保が実現したという成果であった。

(4) 福祉サービスの管理

平成30年度「ISO9001：2015年版品質マネジメントの国際規格」に移行し、吉野更生園、大野岱吉野学園成人棟、大野岱吉野学園さくら・児童棟は規格に基づいて「福祉支援計画書」を作成し、福祉サービス提供体制の維持、展開をし、毎年の規格維持審査、3年に1回の認証更新審査を受審してきている。

令和4年度は吉野更生園が第三者評価を受審するため、ISOの規格運用から退くため、規格の運用施設は吉野学園成人棟とさくら寮・児童の2施設となる。

(5) 福祉QC業務改善活動

業務改善活動としての「QC活動」はその活動を継続し、成果を年1回の発表会で確認・共有する。コロナ禍で発表会は2年連続中止となっている。

リスクマネジメントによる一連の事故防止対策活動、苦情解決のしくみ、

サービス共通評価基準による自主評価等を効果的に機能させたサービス管理を行っていく。

(6) 施設独自の重点目標の設定

顧客満足の継続的改善、福祉サービスの向上という観点から、各施設の実情や課題を踏まえた独自の重点目標を設定し福祉支援計画書に明らかにして展開することとする。

(7) 消防計画に基づく定期的な訓練の実施

各施設の災害想定避難訓練は毎月1回、郷の合同火災避難・消火訓練は消防署立会い指導により年3回実施されている。

合同火災避難訓練実施に際しては消防計画、自衛消防隊（各施設初期消火班応援係）による中型搬送式消火ポンプを使用した消火訓練を確実にを行い、初期消火能力の向上に資することとする。

また、平成23年3月11日の東日本大震災における長期停電の教訓から、各施設では自費、助成により自家発電装置を整備し既に操作訓練が行われているところである。装置、付属備品の定期点検を含め停電等に備えた操作訓練を継続して行くこととする。

(8) 災害発生時における福祉避難所の設置運営

大野岱吉野学園、吉野更生園を指定施設として、平成23年12月27日付で北秋田市と協定を締結した。障害等の理由により災害発生時に一般避難所での生活が困難な方が対象となるため市支援プラン、協定概要に基づいた避難所運営に備えることとする。

4. 福祉支援計画書の策定

法人策定の「令和4年度法人事業計画書」に基づき、各施設において「福祉支援計画書」を策定すること。本計画書は概要版であり、詳細計画各施設「福祉支援計画書」に網羅すること。ここに「理念・方針」全文を記載し職員に浸透を図ること。

一連の策定プロセスと評価及び見直しのタイミングは福祉サービスマニュアル(7.3設計・開発)に沿って行なうこと。

更に、個人情報保護の観点から名簿等は別冊扱いとし、個人情報保護規定に基づく管理を徹底することとする。

5. 各種委員会、会議、諸活動

(1) ISO委員会

全職員への活動の周知を図ることを目的とし2ヶ月に1回委員会を開催する。

マニュアルの理解促進、各施設の活動の整合、ISO活動の計画・実施をする。小委員会として事務局会議を開催し詳細事務を行うものとする。

平成30年度はISO9001:2008年版からISO9001:2015年版への移行が行われた。

(2) QC活動

「福祉QC」は各施設で継続し業務・サービス改善に努めていく。年1回の法人内発表会で最優秀グループが、秋田県大会を経て全国大会を目指すこととする。

(3) 職員実践報告会

職員実践報告会は毎年3月に行われる職員総会に併せて行い、各施設代表職員による実践・研究成果を発表し合うものとする。

(4) 「苦情解決委員会定例会」の開催と結果の公表

苦情内容・解決結果・要望等については、個人情報に関するものを除きホームページ、広報誌等に掲載し公表すること。第三者委員を交えた定例会は年3回(6・9・2月)とする。

(5) 「福祉サービス事故防止対策委員会」の開催

事故防止活動は各施設の職員一体となった活動が基本となる。不適切サービス報告・是正報告、ヒヤリハット報告、ファインド報告、改善提案等を隔月開催の委員会で取上げ、情報と対策を共有し各施設への水平展開を図る。

避難訓練は月1回(火災・地震避難のマニュアル策定)、感染症予防マニュアル、集団給食食中毒防止マニュアルの見直しを行い、感染症や食中毒発生想定訓練は保健委員会と連携しながら実施し保健所の指導を仰ぐ機会をもつ。

(6) 「日課」に基づく業務の遂行

日々の支援は児童、利用者の日課に基づき行なわれている。安全と安心の基盤があって成長が促進される。業務プロセスとしての日課をとらえ危険予知、事故防止の徹底を図っていくこととする。

(7) 健康食生活について

農事組合法人「吉野農場」の自然農法による食材提供を主体とした給食は32年目を迎える。引き続き児童、利用者の健康保持の観点から支援の体系に組み入れ、吉野農場との連携を図りながら進めていく。

(8) 施設運営会議について

毎月1回各施設主任以上が参加し指針、予定行事の調整、ISOの確認事項、職員研修、各種委員会の実施状況、給食委員会情報、マネジメントレビューの実施等、運営全体の情報交換の場として法人の運営の根幹をなすものである。

(9) 園長会議について

理事長、各施設の園長出席の下、各施設の運営・経営状況、施設整備、人事、行事等の主要課題について協議する。毎月1回、上旬開催。

(10) 吉野郷ホームページの書き換え

各施設でホームページ担当者を決めて毎年3月までに書き換えを行うこととする。苦情解決委員会の内容、ISO定期審査結果の公表、財務諸表に関する情報公開をして運営の透明性確保に資する。

(11) 新任・臨時職員の現任教育

研修委員会は新任職員の集合研修を実施する。採用後1年間はベテラン職員の下で指導・助言が受けられる体制を各施設で作る。臨時職員も同様に正規職員になるまで宿直業務等においてベテラン職員と混合体制をとることとする。

尚、臨時職員毎に相談役として正規職員を配置し、業務遂行支援やリスク対応をしていくものとする。各施設では研修・力量カードに内容を作成し責任者にこれを提出する。

(12) 職員研修体制について

各施設は職員研修計画を策定し、外部・内部研修で職員の意識高揚に努める。更に3年未満、3年～5年、中堅研修、主任研修を通じてレベルアップを図る。研修委員会が進める。

(13) 各種委員会の役割と責任について

行事企画、広報、研修、給食、環境整備、互助会、保健衛生、地域福祉、ISO、QC、苦情解決第三者、リスクマネジメント、防災、そして令和3年度からのリクルート委員会が加わり計14委員会が運営の要となっている。

各委員会の責任者は運営会議のメンバーとする。

(14) 人事評価制度実施手順

令和元年度から始まった制度は4年目に入った。以下の要領で実施されたい。

- ・ 9月30日まで：施設長、管理者は定年退職者、嘱託職員の意向確認、10月10日の園長会議に報告
- ・ 10月 1日：自己評価帳票配布
- ・ 10月15日まで：職員は施設長・責任者に自己評価を提出
- ・ 10月16日まで：一次評価者、職員の一次評価の実施
一次評価者は施設長から渡されて職員の自己評価表と第7条4項に従い被評価者と面接実施
- ・ 10月31日まで：一次評価者は自己評価表、一次評価を添えて二次評価者に伝達
二次評価者は面接結果を参考に二次評価を行う
- ・ 11月30日まで：一覧表を理事長に提出
- ・ 2月の園長会議まで：理事長は人事案を作成し園長会議で調整する
- ・ 2月25日：内示（施設長・管理者は人事の対象者に結果を伝える）
- ・ 3月10日：人事発表

※日にちについては若干の変動あり

6. 施設運営の重点事項

(1) 児童養護施設・陽清学園の運営について（本体定員30名 小規模施設 清明寮（男子）6名、清和寮（女子）6名 総定員42名

- ① 4月1日現在、児童数は33名のスタートとなる。平成31年度から本寮の定員を42名から30名に変更し4寮を全てグループケアとし小規模を図ってきた。

昨年度、小学校が統合となったことで小・中学生がスクールバスでの登下校となっている。現在は、小学生はスポ少体制に、中学生は多種類の部への加入となり、部活対応を含め今年度も職員が一丸となり支援に当たっていきたいと考えている。

高校生は9名となり、通学範囲が7校から5校に減ったものの、個別支援を要するため引き続き遅番体制の充実を図っていききたい。

本寮の大規模修繕工事を令和4年度以降に予定したが、耐震診断の必要性から令和3年度耐震診断を実施した結果、耐震補強が一部必要となり県の審査会を経てからの申請事務となった。そのため、令和4年度に申請準備（設計・見積）、令和5年度には設計事務や県との協議を密にし国への申請事務を進め、令和6年度事業とするなど予定を変更している。

令和4年度創設の児童家庭支援センターや令和4年度以降の一時保護専用施設の創設を、当初視野に入れていたが想定された入所児童減とはならず、空き寮ができなかった事に加え、必要な職員の人材確保が思うように進まず設置の見通しが立たない状況となった。県当局と社会的養育推進計画の定期的な見直しに基づき、中・長期的な取り組みとして設置場所や具体的な支援内容等を協議し準備に向けて継続課題とする。

施設の重点目標は、全職員が3つの委員会「計画的な人材確保」「よりよいケアに向けて」「リービングケア体制作り」に属し目標達成に向けワンチームで取り組むこととしている。

里親支援については、里親支援機関として里親家庭の訪問、電話相談、里親のリクルート、里親研修の協力、レスパイトの調整等を里親支援専門相談員を中心に園全体で支援していく。

自立支援担当職員については、昨年度の自立援助ホームから本園の加算事業として引き継ぎ、1名を配置し対象者20人以上（退所児童）かつ支援回数240回以上（対象者一人につき月1回以上を想定）を目標とし支援対象者のニーズに応えられる柔軟な支援（アフターケア）に取り組んでいくこととする。

園行事は、新型コロナウイルスの感染状況に配慮した中で伝統とした従来の目的を継承し入所児童の理解を得ながら時代・環境に即して企画・立案・実施に向けた取り組みを「社会性の拡大」に結びつけたい。

最後に最近の入所傾向は、ケアニーズの高い児童が多いことから、職員の高い専門性が必要とされる場面が多く、新しい知見や高度な技術を習得できるよう研修を継続していく必要がある。コロナ禍で先行き不透明だが、リモート研修に切り替える等、資質の向上に繋がるよう可能な範囲で参加する取り組みとしたい。

第9次中・長期総合計画における令和4年度計画

- 1) 本園大規模修繕工事に向けた耐震補強工事及び申請準備（設計・見積）
 - 2) 地域小規模「清明寮」公共下水道接続工事＝工期1ヶ月
（自立援助ホーム、グループホーム男子希望寮との共同接続を予定）
 - 3) 公用車エスクアエア（白）の車検に伴う買い替え
- ※令和5年度以降の計画は、法人総合計画に記載
※以上の計画は全職員参画の元、随時修正、変更していくものとする。

② 自立援助ホーム・ようせい、(定員6名)の運営について

4月1日現在、措置児童1名（女子）、私的契約1名（男子）の2名でのスタートとなる。最近の入所傾向は、保護者等との関係悪化による高校中退とSNSによ

るトラブル等が多くなってきている。

入所児童には保護者がいて、最終的に頼るところがあることから就労が長く続かないケースが多い。本来であれば、児童養護施設入所が望ましいケースでも、県内の施設に空きがないことから当施設を利用している現状である。最近は今までの支援がそのまま通用しない場合も多々あり、携帯電話の利用や日課等を含めた生活上の規則等について、必要に応じて話し合いを行い生活の見直しの機会とする対応が求められている。

そのため就労、貯蓄をメインとした規則の改定とデジタル機器使用に伴う環境整備（Wi-Fi フィルタリング）を図りたい。

ハード面では、令和4年度の児童家庭支援センター併設を計画していたが、県との協議を踏まえ、当初予定の浴室の改修等併設に伴う施設整備は当面行わない。

第9次中・長期総合計画における令和4年度計画

◎公共下水道接続工事＝工期1ヶ月

（陽清学園「清明寮」、グループホーム男子希望寮との共同接続を予定）

（2） 保育所・南鷹巣保育園（定員90名）の運営について

少子高齢化は喫緊の問題となっており、保育の分野での議論は「待機児童への対応」から「人口減少社会での保育のあり方」に議論が変化してきている事が指摘されている。当北秋田市を見ても、令和4年度大阿仁保育園が入園希望がなく休園。当園は令和4年度定員を100名から90名に変更。年度末24名の卒園児を見送り11名の新入園児を迎え89名でのスタートとなる状況となっている。今後も益々入園児数の減少が続く中、年齢によっては受け入れの余裕があるので、保育士の確保は大変であるが、途中入園希望児を積極的に受け入れ、経営の安定化を図りながら運営に当たっていく。

職員配置が厳しく令和4年度も子育て支援センターは休止せざるを得なかった。

令和4年度の加算対象事業としては以下の事業を行う予定である。

（1）延長保育 （2）病児保育（体調不良型） （3）障害児保育

園児数が少なくなった分、密度の濃い保育の提供に努めていかなければならないと考えている。

また、子育て支援センター空き空間を利用しての新規取り組みとして、ベビーサイン資格を持つ職員による言葉のない乳幼児への前言語刺激活動を試みることにしている。

また、小学校との連携事業として年2回の協議会を実施しているが、学校の職員の方々に保育現場の視察の機会を増やし、スムーズな入学に繋がる工夫を試行してみたいと考えている。

施設整備としては市補助事業として保育室照明のLED化の実施、園庭安全柵の残り部分の改修を行っていく。

課題が山積する保育事情の中ではあるが、関係機関、保護者の方々との連携を大切にしながら安全・安心の保育の提供に努めて参りたい。

（3） 障害児・者入所施設 大野岱吉野学園（児童定員10名、現員8名、障害者支

援施設・生活介護20名、現員20名、短期入所4名)の運営について

令和2年度より児童・成人併設施設として認可され令和4年度は成人20名、児童8名でのスタートとなる。成人利用者さんの平均年齢は28.8歳(最高年齢45歳、最低年齢者19歳)となっている。

成人施設としては平均年齢は低いが、その分強度行動障害を有する方も多いため強度行動障害への専門的な対応が求められ各種の研修参加を奨励するものとする。

障害者基本法と障害者総合支援法では「意思決定支援」が明記され、重要な取り組み課題としてきている。意思決定支援の主要な主張は「配慮」から「取り組み」へとといったより積極的な内容を求め、定義として「意思形成支援」と「意思表出支援」があり、利用者が保護の客体から権利の主体への転換であるという内容が提示された。

国のガイドラインやハンドブックが作られており、当園でも自治会や生活の様々な場面を通じて意思決定支援の具体的な内容を共有し日々の支援で実践していくこととする。

利用者支援では幅広い年齢層への多様な支援が求められており、安全・安心なサービス提供を重視しつつ通学支援、生活支援、療育支援、就労支援を継続していくこととする。更に成人部、児童部という区分はあるが双方共通理解と相互支援を確認し合い一丸となって利用者支援に当たって行く。

釈迦に説法の感が否めないが、サービスマナー再確認という部分で、施設で生活されている方々は1年365日、24時間施設で過ごされている。「強いられた共同生活」に対する遠慮、気兼ねをしながらの日々の生活になってはいないだろうか。利用者さんの生活は職員の言動によって大きく変わることを認識し、利用者さんに必要な援助や要望に応じていくために、職員が一致してサービスマナーの向上を図りながら「心地よい楽しい支援」の提供に努めていく。

秋田県の事業である障害児等療育支援事業は前年度実績で委託契約となる見込みである。併せて日中一時支援事業は積極的に受け入れ在宅福祉の向上に寄与していくこととする。

令和4年度も権利擁護委員会を通じて、引き続き利用者の尊厳の確保と権利擁護に努めていく。

建物の整備では、和式トイレの改修工事を予算に盛り込んでいる。

(4) 障害者支援施設・大野岱吉野学園(生活介護:定員35名:現員31名、施設入所支援:定員30名)の運営について

① 施設入所支援は30名、生活介護も現員31名でのスタートとなる。

意思決定支援は障害者基本法及び障害者総合支援法に明記されている重要な課題となっている。当園でも平成27年度から当計画に「意思決定支援」を記載し、日々のサービス提供場面で実践を積み上げ暗中模索してきたところである。意思決定支援の主要な主張は「配慮」から「取り組み」へとといったより積極的な内容を求め、定義として「意思形成支援」と「意思表出支援」があり利用者が保護の客体から権利の主体への転換であるという内容が提示されている。

国のガイドラインやハンドブックが作られており、改めて意思決定支援の取り組みを積み上げていくこととする。

日々のサービス提供において、利用者の年齢は29歳から67歳にわたり、平均年齢は45.2歳となっている。平均障害支援区分は5.23であり平均年齢が比較的若い割には要介護度が高い利用者が多くなっており転倒事故、誤嚥性肺炎等の防止をはじめ徹底した安全管理及び健康管理対策を行い安全・安心なサービスの提供に努めていくものとする。

一方で、安全支援を重視するあまり持てる身体機能への過度な支援により残存能力の維持を損なう結果に陥らない注意が必要である。介護支援用具に頼るのではなく残存機能を少しでも維持後退させない介護努力も必要であり、高齢化と重度化に対応できる介護技術の向上と生活支援の知識も重要であり、研修への参加を促進していく。

釈迦に説法の感が否めないが、サービスマナー再確認という部分で、施設で生活されている方々は1年365日、24時間成人棟で過ごされている。「強いられた共同生活」に対する遠慮、気兼ねをしながらの日々の生活となっていないか。利用者さんの生活は職員の言動によって大きく変わることを認識し、利用者さんに必要な援助や要望に応えていくために、職員が一致してサービスマナーの向上を図りながら「心地よい楽しい支援」の提供に努めていきたい。

一方、権利擁護委員会が設置され、施設におけ権利擁護体制が整備されているので、引き続き利用者の尊厳の確保と権利擁護に努めていく。

在宅支援サービスとしての短期入所事業、日中一時支援事業は積極的に受け入れ在宅サービスの向上に寄与していく。

建物修繕、設備改善事業については、成人棟ホール5メートル天井に設置されている水銀灯照明10器をLED照明に変更する。日常の家庭用洗濯機4台による洗濯業務を、業務用洗濯機22キロ能力に変更し洗濯業務の省力化を図る。更に園芸班の活動拠点である「友だち工房」作業との外壁張替工事とアルミサッシ改修工事を行うこととしている。

バックアップホーム二本杉寮においては、玄関土間のコンクリート打ち直しと屋根改修工事を行うこととしている。

(5) 障害者支援施設・吉野更生園（生活介護定員35名、施設入所定員30名）の運営について

令和4年度吉野更生園においては、生活介護（定員35名）31名、施設入所支援（定員30名）29名でのスタートとなる。

日々のサービス提供において、利用者さんの高齢化・加齢に伴う重度化が進むなか、平均年齢も59.0歳、平均支援区分5.3となっている。加齢による二次障害も懸念され、昨年は重度のアルツハイマー型認知症と診断された方や、更に認知的傾向の方も見られる。

今年度は昨年9月に入浴棟が増設されたことで、より安全な入浴のための設備が整い、利用者さん、職員共に負担の少ない入浴支援体制となっている。しかし、その他の病気の進行や機能維持の低下から歩行状態が悪化し、普通入浴では難しくな

ってきた利用者さんが増えてきており、現在も入浴は一日がかりで実施されている。

また身体的機能低下等から福祉用具（車椅子、歩行器、介護用ベット）利用者も更に増え、随時関係機関との連携により継続的に対応している。

今後も生活面においては利用者さんの身体状況の変化を踏まえ、重度・高齢化に対して、どのような改善が必要かを継続的に考察していく。

当施設のサービス向上を図るために、福祉サービス重点目標を第三者評価基準の自己評価から、よりレベルアップするための取り組みと福祉QCによる業務改善に係る活動の2つから計画的、継続的に進めていく。権利擁護については毎月の権利擁護委員会の話し合いから出された意見を元に利用者さんの権利、ニーズを表明し、会議で全職員に周知していく。

また、虐待（身体的、心理的、金銭的、性的、ネグレクト）に繋がるようなことが行われないよう職員間でも情報共有に努めていく。更に「振り返りチェックシート」を年2回実施し職員の権利擁護について意識向上に努めていく。

利用者さん個々の意思決定支援については「意思形成のための支援」（情報提供の工夫、外部や地域への参加、文化活動の体験）と「意思形成のための支援」（自治会活動、絵や写真の利用、情報、態度、雰囲気を読み取り）の理解に努め、障害のある人達が保護の客体から権利の主体へと転換を図ることを目指していく。

今後も重度・高齢化に向け、介護技術研修へ積極的参加、支援向上に向けて各種研修参加により、利用者さんの「安心・安全で楽しく生活できる場」の提供ができるよう、継続したサービス提供を図っていく。合わせて第三者評価基準による自己評価の実施により更なるサービス向上に向け、継続的に実施していきたい。

在宅支援サービスとして短期入所事業により、在宅・福祉サービスへ寄与していく。

その他として施設整備計画については、昨年度入浴棟が増設され設備面が整備されたが、令和4年度は台9次法人総合計画に記載したとおり、園内廊下のアルミサッシ全面改修に向け業者への見積作成を要請し、令和5年度着工を目指していくこととしている。

（6）グループホームの運営について

知的障害者グループホーム（共同生活援助）「8ヶ所の設置」①よしの寮（定員10名）・②たかげど寮（定員5名）・③ふれあいの家（定員6人名）・④まきば寮（定員7名）・⑤男子希望寮（定員5名）・⑥二本杉寮（定員5名）・⑦ほっと（定員4名）・⑧あかしや寮（定員5名）で実施される。

この現状下高齢化、重度化が進み、まきば寮（男子2名）・ふれあいの家（男子1名）たかげど寮（男子1名）の3名の方々が吉野学園成人棟、吉野更生園において生活介護（日中サービス）を利用している。

あかしや寮では1名、ふれあいの家では2名が一般就労（障害者雇用）の継続が実施されている。

就労継続支援B型事業所吉野工場には13名、吉野農場利用者さん12名については今後、就労継続支援B型事業所移行を計画的に進めていくこととしている。

その他12名の利用者さんについては個々のニーズに合わせ、郷内で就労してい

る。

また、グループホームの利用者の方々重度高齢化に伴い、施設対応を余儀なくされる場面や入居者の減少等と併せて、各ホームの世話人の人材確保が困難になっており、8カ所のホームの何カ所かを統廃合しなければならない状況となっており、次年度の検討課題としたい。

(7) 就労継続支援 B 型事業所「吉野工場」(定員 20 名) の運営について

平成 30 年 12 月 1 日付で収益事業部門から就労継続支援 B 型事業所に転換認可された吉野工場は職員 8 名、利用者 9 名で事業を開始してきた。

令和 4 年度は職員 8 名、利用者 13 名でのスタートとなる。しかし、殆どの利用者さんは収益事業当時の勤続者で平均年齢が 59.8 歳と高齢化が進んでいることが大きな課題となっている。

収益の伸び悩みの背景には、東日本大震災や少子化による児童・生徒の減少、コロナ感染症の影響と同時に、利用者さんの高齢化に伴う作業効率の低下も見逃せない要因となっている。とはいうものの教材部門、葬祭部門の作業は作業の巧緻性と熟練が要求されるため、習熟には多大な時間を要するため門戸を広げづらい面があった点は否めないものがあった。

職員からは世代交代の願いが寄せられており、13 名の利用者さんは法人内のグループホーム利用者さんとなっていることから、いよいよ外部希望者の受入れの必要性も議論されている。町場からの通勤の足確保が外部利用のネックとなっているため、送迎サービスの導入を模索して、利用者さんの若返りと 7 名の空床充足に努めていかなければならないと考えている。

障害のある人たちが働きながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう就労と地域生活を支援するため、それぞれの能力と個性に応じた個別支援計画を作成し事業運営に当たっていくこととする。

また、就労やその他の活動を通して生きがいの実感や自己実現ができるように、安易な保護や管理を極力排除し、利用者の方が自身の責任主体となり自己選択・自己決定できるよう支援に努めていくこととしたい。現在の利用者さんの平均工賃は 21,200 円となっている(最高支給額 30,000 円、最低支給額 13,000 円)。

設備改修計画では、3 年度に教材棟の外壁張替工事と屋根のペンキ塗りが諸事情でできなかったため、4 年度に実施することとした。

また作業機械の老朽化や故障などにより、作業に支障が出ているため随時機械の更新を計画している。

業務内容・部門としては電気メートル板の製造販売する「メーター板部門」、学校教材の作成販売をする「教材部門」、介護保険事業による高齢者の住宅改修を支援する「住宅リフォーム部門」、葬祭関連木製品を製造販売する「葬祭部門」で事業活動を行っていく。

① メーター板部門

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、取引先回りができない状態であった。今後も感染減少が見込めない状況なので、電話での営業活動に力をいれいく。

② 教材部門

売り上げが伸び悩んでいる状態の中でも、好調なスマートフォン関連商品を新規開発しながら営業活動を行っていく。

③ 住宅改修部門

令和3年度は例年より工事受注件数は増加したが一過性と見られるため、4年度も引き続き空き時間は他部門の補助に入っていく。

④ 葬祭部門

新規取引先の注文も好調であったが、注文に対して生産が間に合わない状態であった。令和4年度は生産工程の見直し、機械の導入を考えながら売り上げを伸ばしていきたい。

安全で働きやすい職場にするため、ヒヤリハット報告・朝礼・各部門での打合せ等、今後も実施していく。

○ 会議等

- 1) 職員会議 毎月1回
- 2) 支援会議 毎月1回
- 3) 工賃評価会議 年4回
- 4) 業務開始前の朝礼の実施（安全確認・作業内容など）。

7. 地域福祉関連活動計画

施設職員は法人職員としての自覚を持ち、地域における活動においては法人を代表しているという意識で接遇マナー、専門性を発揮するよう願うものである。法人の理念、新たな社会福祉法が求める「地域における公益的取組を実施する責務（社会福祉法第24条2項）」を具現化すべく地域貢献活動として事業を計画的に実施する。

(1) 地域交流ホーム「よしの」の運営

運営担当者（吉野学園長補佐）は、建物の保守・維持管理を行い、規約に沿った活用・運営に努める。地域の各種団体、職員・保護者等の研修会、諸会合、宿泊等の利用に際して各施設の協調体制を維持していく。

(2) 「地域福祉委員会」による独り暮らし老人世帯支援活動について

当法人が昭和56年から開始した「独り暮らし老人友愛訪問」は法人が無料で月1回弁当を配食する活動であった。間もなくこの活動は旧鷹巣町社会福祉協議会に引き継がれ制度化された事業となっている。

その後も「地域福祉委員会」の地域貢献活動として「独り暮らし老人世帯支援事業」として継続されてきているものである。（詳細は本計画2ページ～記載）

- (3) ボランティア団体の育成について
「秋田北・日韓交流協会」に対する協力ということで「韓国木浦共生園」との交流活動が行われていたが、諸事情から令和2年度から活動は休止されている。
- (4) 吉野保護者会との協力について
施設と保護者会は「車の両輪」を確認し合いながら歩みを共にしてきておりましたが、利用者さんの高齢化と同時に保護者の方々の高齢化という事情、コロナウイルス感染拡大により会議の開催等は休止されている。
- (5) 吉野郷まつりの開催について
昭和56年の国際障害者年のスタートを記念して開催されてきた、郷を揚げての一大イベントであったが平成30年以来、施設整備であったりコロナウイルス感染拡大、更には食品衛生法の改正で屋外での食品提供が著しい制限が加わるなどの理由で休止となってきた。時代の流れに符合しないイベントとして廃止すべき項目と考えられる。

8. 各種研修

法人の方針及び理念を具現化するために、自己啓発の奨励と研修会を開催する。

新春講演会の開催

新春祈祷祭後に講師を招き講演会を開催する。

9. その他の関連事項

農事組合法人「吉野農場」の運営支援について

吉野農場は昭和58年組合員の共同により農業の生産経営を行うことにより、組合員の共同利益を増進することを目的として設立された組合である。

組合員はグループホームの入居者で、生産と販売活動を通じて就労支援並びに作業工賃の支給を行っている。

令和4年度も低農薬・有機栽培を基本に安全な農産物の生産と供給を目指していく。しかし、従事者の一部は高齢化が見られているなど農場職員とグループホーム担当者及びバックアップ施設との連携が不可欠となっているため、運営と組合員の活動について後方支援していくものとする。

- 各部門
 - 1) 農林産物部門
 - 2) 果樹部門
 - 3) 養鶏部門 (5月～10月)
 - 4) 農産加工部門
 - 5) 水産部門
 - 6) きりたんぼ部門 (11月～1月)
- 会議、行事等
 - 1) 通常総会 5月中旬
 - 2) 生産・活動会議 毎月上旬開催

- 3) 収穫感謝祭、従事者慰労会 11月下旬
- 4) 業務開始前の朝礼の実施 事故防止の徹底、作業内容、段取り確認等。

10. 評議員会・理事会・監事会の運営

(1) 監事会・理事会・評議員会・の開催

監事会	① 5月下旬開催	事業報告、決算、予算、運営状況等全般の監査
理事会	② 5月下旬開催	事業報告、決算報告、予算、運営状況全般の報告
評議員会	③ 6月中旬開催	事業報告、決算報告、予算、運営状況全般の報告、資産変更登記の承認
理事会	④ 11月中旬開催	補正予算、業務報告
理事会	⑤ 3月下旬開催	令和4年度補正予算、5年度事業計画(案)、5年度収支予算(案)、業務報告

これ以外必要に応じて随時開催する。

(2) 法人役員研修について

秋田県、秋田県社会福祉協議会、秋田県社会福祉法人経営者協議会等の関係機関の主催する各種研修会に積極的に参加するものとする。また、年1回は評議員、理事、監事合同の親睦会を実施して相互理解・交流を図るものとする。

- 1) 監事、評議員、理事の親睦会開催
- 2) 社会福祉施設経営に関する各種研修会への参加